

議案第11号

大口町母子・父子家庭医療費の支給に関する条例の一部改正について

大口町母子・父子家庭医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成31年2月28日提出

大口町長 鈴木雅博

(提案理由)

この案を提出するのは、児童扶養手当法が改正されたことに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町母子・父子家庭医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

大口町母子・父子家庭医療費の支給に関する条例（昭和53年大口町条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「7月」を「10月」に、「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前の受給資格については、なお従前の例による。

大口町母子・父子家庭医療費の支給に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(受給資格者)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、受給資格者としない。</p> <p>(1) 母子家庭の母及び父子家庭の父（以下「母子家庭の母等」という。）で前年（1月から<u>10</u>月までの間にあつては前々年。以下同じ。）の所得が、所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する<u>同一生計配偶者</u>及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに母子家庭の母等が前年の12月31日において生計を維持していた扶養親族等でない18歳未満の者（母子家庭の母等が同日において生計を維持していた20歳未満の者で児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号。以下「政令」という。）別表第1に定める程度の障害の状態にあるものを含む。）の有無及び数に応じて政令第2条の4第2項に定める額以上であるもの並びにその者に現に扶養されている児童</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>3 略</p>	<p>(受給資格者)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、受給資格者としない。</p> <p>(1) 母子家庭の母及び父子家庭の父（以下「母子家庭の母等」という。）で前年（1月から<u>7</u>月までの間にあつては前々年。以下同じ。）の所得が、所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する<u>控除対象配偶者</u>及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに母子家庭の母等が前年の12月31日において生計を維持していた扶養親族等でない18歳未満の者（母子家庭の母等が同日において生計を維持していた20歳未満の者で児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号。以下「政令」という。）別表第1に定める程度の障害の状態にあるものを含む。）の有無及び数に応じて政令第2条の4第2項に定める額以上であるもの並びにその者に現に扶養されている児童</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>3 略</p>

改正要旨

1 改正の趣旨

平成30年6月に児童扶養手当法が改正され、児童扶養手当の支給制限の適用期間が「8月1日から翌年7月31日まで」から「11月1日から翌年10月31日まで」に変更されました。母子・父子家庭医療制度は、児童扶養手当の所得制限を準用していますので、その期間を合わせるため、条例の一部を改正するものです。

2 改正の概要

(1) 受給者証の有効期限の見直し

母子・父子家庭医療制度の受給者証の有効期限を、受給者となった日以後最初に到来する10月31日に変更します。

※参考：期間変更に伴う受給者証切替への対応

<平成30年>

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
受給者証更新手続 (有効期間：平成31年7月31日まで)											
平成28年の所得に基づく判定				平成29年の所得に基づく判定							

<平成31年>

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
受給者証延長・更新手続 (※)				a. 受給者証を延長							
平成29年の所得に基づく判定				b. 受給者証を更新		平成30年の所得に基づく判定					

※a. 平成31年11月以降は受給資格がない場合は平成31年10月末までの証を交付（3ヶ月分の証を交付）

b. 平成31年11月以降も受給資格がある場合は平成32年10月末までの証を交付（15ヶ月分の証を交付）

<平成32年>

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
受給者証更新手続 (有効期間：平成33年10月31日まで)											
平成30年の所得に基づく判定							平成31年の所得に基づく判定				

(2) 用語の定義の改正

所得税法の一部改正により、「控除対象配偶者」が「同一生計配偶者」と改正されたことに伴い、所要の改正をするものです。

3 施行期日

平成31年4月1日から施行します。